三 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第三十五号)

欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるも ののように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前

はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日)から	は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める日)から
付書面に記載すべき事項が提供された場合にあっては、次のイ又	付書面に記載すべき事項が提供された場合にあっては、次のイ又
第五十六条第一項に規定する電磁的方法により当該契約締結時交	第五十六条第一項に規定する電磁的方法により当該契約締結時交
品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)	品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)
を受領した日(当該契約締結時交付書面の受領に代えて、金融商	を受領した日(当該契約締結時交付書面の受領に代えて、金融商
る書面(以下この号において「契約締結時交付書面」という。)	る書面(以下この号において「契約締結時交付書面」という。)
約が成立したときに作成する同法第三十七条の四第一項に規定す	約が成立したときに作成する同法第三十七条の四第一項に規定す
規定が適用される場合にあっては、顧客は、特定金融サービス契	規定が適用される場合にあっては、顧客は、特定金融サービス契
五 当該特定金融サービス契約に金融商品取引法第三十七条の六の	五 当該特定金融サービス契約に金融商品取引法第三十七条の六の
[一~四 同上]	[一~四 略]
	条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。
	条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第九十四
)が投資顧問契約である場合における準用金融商品取引法第三十七
	等契約及び特定保険契約を除く。第五号及び第六号において同じ。
第九十八条 [同上]	第九十八条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約(特定預金
(投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項)	(投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項)
改 正 前	改正後

・除く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線
[2・3 同上]	[2・3 略]
[七~九 同上]	[七~九 略]
	時
	ロ 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を発送した
	イ 書面 当該書面を発した時
の書面を発した時に、その効力を生じる旨	当該イ又は口に定める時に、その効力を生ずる旨
融サービス契約の解除は、特定金融サービス契約の解除を行う旨	条の六第一項の規定による当該特定金融サービス契約の解除は、
六 金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定による当該特定金	六 次のイ又はロに掲げるものにより行う金融商品取引法第三十七
[イ・ロ 同上]	[イ・ロ 略]
ビス契約の解除を行うことができる旨	該特定金融サービス契約の解除を行うことができる旨
起算して十日を経過するまでの間、書面により当該特定金融サー	起算して十日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当